

「子育て支援ハウス ChipS」会則

(趣 旨)

第1条 この会則には、仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境づくりのサポートを目的とする事業を行う、「子育て支援ハウス ChipS」(以下「ChipS」という)と、ここを利用する会員との間での、明確にすべき事項、遵守すべき事項を定めるものである。

(入 会)

第2条 「ChipS」を利用し、乳幼児の保育を委託する者は、「ChipS会員」として登録し、入会しなければならない。

(事業の内容)

第3条 「ChipS」の行う事業は次に掲げるものとする。

1. 病児保育(急性期・慢性期)
2. 月極め託児(病児保育付き・送迎付きも可)
3. 健康な時の一時保育
4. 慣らし保育
5. 子育て悩み相談

(保育の場所及び事務所)

第4条 保育の提供場所及び事務所は、帯広市自由が丘6丁目1-13 に置く。

ただし病児保育の場合、施設での定員を超えるものについては、会員の自宅または職員の自宅で保育を行うこともある。

(入会の手続き等)

第5条 「ChipS」に入会する場合は、乳幼児は登録票を提出することにより、健康状態等を事前に告知し、同時に会費を納入するものとする。

なお、個人会員の会費は次のとおりである。

年 会 員 10,000円(更新料金 6,000円)

半年会員 6,000円(更新料金 5,000円)

月 会 員 2,000円(更新料金 1,000円)

※ただし、個人の年会員のうち、お子様が5歳児、6歳児、小学生の場合は、初回でも更新料金で対応。また、母子・父子の一人親も同様

※会費は世帯単位とし、複数の乳幼児の保育を行う場合は、最年少の乳幼児一人分の金額を適用。

(会員特典)

第6条 「ChipS会員」には次の特典がある。

1. 一時保育を希望する場合の優先予約
2. 損害保険・傷害保険への加入
3. カルテカードによる健康管理
4. 送迎料金の免除
(各施設及び病院までの送迎のみ対象)
5. 健康な時の一時保育料の20%割引

※これらは会費でまかなうので、あらためて費用を徴収することはない。

(利用予約)

第7条 月極めサービス以外の、病児保育・一時保育などを利用する場合は、メールや電話での予約が必要。なお予約を取り消す場合には、保育予定時間の前までにその旨の連絡がなければ、利用料を請求するものとする。

(利用時間及び利用料)

第8条 利用時間及び利用料金は別紙「利用案内」に定める。ただし、契約時間を超えての保育が必要になった場合は、事前に連絡するものとする。

(料金の支払)

第9条 利用料金については、月極めサービス利用の場合は前月末までに支払い、その他の保育サービス利用の場合は、発生する都度支払うものとする。

(会員の責務)

第10条 会員は、委託期間に知り得た、他の会員及び乳幼児に関する事項を他人に漏らしてはならない。また、退会した後も、同様とする。

(休 会・退 会)

第11条 「ChipS」を休会・退会しようとする会員は、毎月10日までに休会・退会の申し出を書面にて行うものとする。休会は1ヶ月から最長で6ヶ月まで可能。連続または断続的な利用とする。休会中は会員の在籍はそのままだが会費の徴収は行わない。1度退会した場合は、再度、入会手続きを行わなければならないものとする。

第12条 会員が次の事項に該当した場合、「ChipS」は退会を勧告できるものとする。

- ① 料金の支払いを遅延し、料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
- ② 「ChipS」又は他の会員や乳幼児に対して、重大な迷惑行為・背信行為を行った場合

(緊急時の対応等)

第13条 保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合、またはその他必要があると判断した場合は、あらかじめ会員が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または医療機関に連絡をとるなど、必要な措置を講じるものとする。

(賠償責任)

第14条 「ChipS」は、保育サービスの提供に伴って、「ChipS」の責めに帰すべき事由により、乳幼児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、会員に対してその損害を賠償するものとする。

(補 則)

第15条 この会則に定めるもの以外の詳細は、別紙「利用案内」に定める。

(付 則)

この会則は、平成20年4月1日から施行する。